

〈書評〉阿久澤麻理子『差別する人の研究:変容す る部落差別と現代のレイシズム』旬報社、2023年

| メタデータ | 言語: ja                              |
|-------|-------------------------------------|
|       | 出版者: 大阪公立大学人権問題研究センター               |
|       | 公開日: 2024-05-23                     |
|       | キーワード (Ja):                         |
|       | キーワード (En):                         |
|       | 作成者: 朴, 君愛                          |
|       | メールアドレス:                            |
|       | 所属:                                 |
| URL   | https://doi.org/10.24729/0002000855 |

## 〈書評〉阿久澤麻理子

# 『差別する人の研究:変容する部落差別と現代の レイシズム』旬報社、2023年

ぱく くね **朴 君愛**\*

#### <著者の熱い思いにふれる>

本書は、部落差別に焦点を当てて、差別をなくすも助長するも「差別する(意識しているか否かにかかわらず)側」の問題であることをさまざまな角度から説明しつつ、著者が関わってきた人権意識調査の結果や部落の所在地情報などがネット上でさらされた事件である「全国部落調査」裁判の分析などを通じて、部落差別の変容とそれをどのように見るべきかを、平易な文章で解説している。

差別の問題は重大な人権問題であるが、どの 差別も「差別をする人」がいるから差別が存在 する。「差別をする側」の研究をしてこそ、差別 の解決策を考えることができるという、当たり 前と言えば当たり前のことを再確認する。

そして国際人権基準では、世系に基づく差別をレイシズム(人種主義)の一形態としてとらえており、部落差別はその一つであることを前提に、論を展開している。差別の現状や意識の変化をこうした枠組みから検証し、最終的に「差別をする側」と「差別をされる側」との対話を通して、差別をなくすための合意を形成し、法制度や政策に落とし込んでいく必要があるとしている。人権は法的な仕組みがあってこそまもられる。そしてその仕組みは国際人権基準に則ったものでなければならない。私は、著者の差別をなくしたいという熱い思いとめざす方向について共感している。



ISBN978-4-8451-1850-2

本書の内容は実は多岐にわたっているが、専門知識がなければ理解できないような用語は、社会調査にかかわる専門用語ぐらいである。さまざまな現場で差別をなくすための取組みに携わっている人たちに読んでもらい、一緒に議論しようという誘いかけが聞こえてくるようだ。次に目次を挙げる。

目次

第1章 差別とは何か?

第2章 社会構築主義はマイノリティを無化 するものか?

第3章 レイシズム研究に手がかりをもとめて - 「逆差別」言説の研究を契機に

第4章 社会システムに埋め込まれた差別 ——「土地差別」を考える

- 第5章 部落出身者判定の手がかりにされ る部落の所在地情報
- 第6章 「全国部落調査」裁判――インター ネットによる部落の所在地情報の 拡散に向き合う
- 第7章 ふたたび、言説の変容を考える――「現代的レイシズム」とインターネット
- 第8章 「現代的レイシズム」を強化するものは何か— 大学生の意識調査から
- 終 章 どこへ向かうのか

#### <在日コリアンの立場からの期待>

私は60代半ばの在日コリアン3世で、1980年代に民族差別撤廃にとりくむ運動にかかわり、現在は、国際人権基準の普及を活動の柱とする団体に勤務している。大阪で反差別運動に取り組む中で、部落解放運動と出会い、共に運動を進める経験もした。「差別の現実」と闘って人権は獲得するものであることを実践で学んだ。そして40年の年月が経過し、世代交代とともに、「民族差別」にも大きな変化が起きていると実感している。

在日コリアン当事者の立ち上りとそれに連帯する日本人の運動は確かに外国人の人権保障に成果をあげた。その際、頼もしいツールとなったのは、1979年に日本が批准した二つの国際人権規約など国際人権基準である。露骨な企業の就職差別や賃貸入居差別は鳴りを潜め(無くなったわけではない)、一定程度、社会保障や公務員の国籍の壁がくずされた。教室や地域社会で面と向かってコリアンであることを侮蔑されたり、暴力を振るわれるようなことは激減した(少なくとも私の経験では)。それに代わって、あらたな差別の姿を目の当たりにする。2013~2014年

がピークであった街頭でのヘイト・デモ、現在 も続くネット空間でのヘイトスピーチがそうで ある。私たちからすれば、日本で日本国籍を保 有する人こそ「特権を持つ人たち」であるが、「在 日特権」という言葉によって、逆に私たちが「特 権をふりかざす者」であるかのように誹謗中傷 を受けたのである。それは植民地支配をはじめ とする朝鮮半島への加害の歴史の否定と地続き であった。

部落差別の変化は、歴史的背景や直面する人 権課題に違いはあれど、同じ社会を生きる在日 コリアンへの差別にも影響があるはず。私自身 が部落差別をめぐる変化に追いついていないこ とを自覚し、在日コリアンに対する差別のあり ようを理解する参考にしたいという期待がある。

### <レイシズム (racism) ─ 「人種主義」「人種差別」 と「部落差別」>

人種差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約の条文にある「差別の定義」から本文がはじまる。本書を読むにあたり、「国際人権基準」と「人種主義」についての理解が重要と考えているので、本書を参考にして私なりの言葉で整理しておきたい。

日本も締約国である人種差別撤廃条約(1995年加入)は、部落差別に直結する人権条約である。そこで定義する「人種差別」とは、人種や肌の色の違いのみならず、民族や世系(血筋、系譜)なども含み、それを理由に、区別や排除をしたり、社会生活の平等や自由が妨げたりして、人権の享有・行使を妨害することである。人種差別撤廃条約のもとで設置された人種差別撤廃委員会(世界中からの専門家で構成)は当然のことながら、この条約の対象に、部落差別を含むべきであるとしている。部落問題は人種問題ではない

が、世系に基づく差別だからだ。だが、日本政府は部落差別をこの条約の対象外とし、今のところ是正される動きは見えない。

国際人権基準の中心は人権条約である。これらの基準は、ミニマム・スタンダード (最低限の基準)として国際社会(主に国際連合において)が合意したもので、私たち個人が人権をまもる(まもらせる)ために国家や社会に存在する強大な権力に抗して自分の権利を主張するためのツールである。

関連して、部落解放運動に携わる人から部落 民の起源が異民族であることを強く否定する話 を聞いた。異民族起源説の中には、部落民は朝 鮮半島からの「帰化人」であるという説がある。 それは違うと私も確信するが、「同じ日本人なの に差別をするのか」という言説の強調には、「朝 鮮半島からの移住者なら差別されてもいいの か?」と複雑な感情を抱いたことがある。それ がまさにレイシズム(人種主義)であり、世界 の「差別する側」が人種の分類と境界を自分た ちに都合よくいかようにも作ってきたのである。

#### <古典的レイシズムと新しいレイシズム>

著者は、地方自治体による人権意識調査の回答に寄せられた部落に対する「ねたみ・逆差別意識」に関心を持ち、こうした意識の原因を深く掘り下げるために参考にできると思ったのが、米国のレイシズム研究であった。米国で「黒人」(アフリカ系アメリカ人)などに対する人種差別をなくすためのアファーマティブ・アクション(積極的是正措置)が実施されたのちに人種差別のかたちが変わったように、差別解消の施策が進むにつれ、日本の部落差別のかたちも変わってきたという。ここで古典的レイシズムと現代的レイシズムという概念が登場する。古典的レ

イシズムとは「部落はこわい」「部落は劣ってい る一のような露骨な見下しや蔑みの表現をする ことである。「新しいレイシズム」はこれに対し て、「差別はすでに深刻ではない」にもかかわら ず、「部落出身者は努力せずに施策に甘えている」 「『差別がある』と言っては、過剰な要求をして いる | 「優遇されている | というように差別の原 因を「差別される側」に転嫁する考えであると 説明している。研究者によって、かつてとは違 う差別のあらわれかたについて、「現代的レイシ ズム | や「象徴的レイシズム | などさまざまな 概念設定や名づけがされている。もちろん、黒 人差別と部落差別は同じではない。しかし、「現 代的レイシズム | の視点をもって、日本の部落 差別のありようを考えることに私は関心を寄せ ている。

<社会システムに組み込まれた差別―土地差別、 そしてネットでの部落の所在地の「さらし」> 社会システムに組み込まれた部落差別の事例 として土地差別のことが取り上げられている。 部落出身者を判定する手がかりが、戸籍などの 情報をもとにした系譜的身元調査から「部落の 所在地との関わり | による属地的判定へと変わっ てきたというのだ。この変化は戸籍の閲覧制度 の廃止を実現させたことなど運動の成果、人権 施策の前進という側面があると同時に、情報を 匿名で、即時に公開・拡散できるというインター ネットの特性が悪用される時代になったことも あるだろう。部落の所在地をさらし、ネット上 で拡散する行為によって、誰もが労せず部落の 所在地を知りうる時代になったからである。「差 別する側」は部落を避けるために、インターネッ トで部落の地名を探す。本書で紹介する意識調 査の結果によると、部落の地域に住むことを忌 避するのは、自分たちが部落出身者と思われないためであり、不動産市場に組み込まれた差別によって土地の資産価値が低いといった理由によるという。こうした土地差別は社会システムに組み込まれたものであるゆえ、「自分が直接誰かを差別したわけではないし、自分の責任ではない」と考えられがちだという。

そうした新しいレイシズムを凝縮したような大きな事件が2016年に起きた。国の外郭団体が5300を超える被差別部落を調査した「全国部落調査」(1936年)のデータや部落解放同盟関係者の個人情報などがネットで拡散し、さらに調査のデータを復刻版として出版を企てる人物があらわれたのだ。

この事件は後に運動団体と部落出身者が提訴し、メディアにも取り上げられたので、周知の事実だろう。東京地裁 (一審)、東京高裁 (二審)を経て、原告、被告が共に最高裁に上訴した。著者は一審で意見書を書いており、本書でわかりやすく整理しているのはありがたい。判決について評価できるのは、部落差別の歴史と現在を理解してこそだと痛感する。

そして「部落の地名リストを公開するのは差別ではない」、「部落出身者や部落差別という概念は、運動団体が勝手に作り出している」という被告側(=差別する側)の主張はまさに新しいレイシズムの典型であることも記しておきたい。このような事態を放置すれば被害が甚大になることが間違いない。しかし、この差別事件に対し、人権救済を求めようにも、現状では「差別される側」が証拠をそろえ、費用負担し、何年も裁判をしなければいけない。本書でもふれられているように、国内人権機関の設立や包括的差別禁止法の制定が不可欠である。現行の日本の人権保障システムは国際人権基準を充たし

ていない。

<めざす社会についてより大きな議論を呼び込 むために>

情報化とグローバル化が言われて久しいが、 それが社会の変化を加速させている。人権の分野においても経験知が役立たなかったり、さらに「人種」のようにコンセプト自体を書き換えなければいけないという研究の進展も見られる。 そんな時代にあって、海外のレイシズム研究の成果を参考に、日本の部落差別の変容を考察するという著者の試みはぜひ継続、発展させてほしい。

再び在日コリアンである自分たちの状況に引き寄せて語るが、日本社会の主流に従順で「おとなしく」していれば、在日コリアンであることでさほど差別は受けないかもしれない。しかし社会や政治に異議を唱え、権利を主張するならば、レイシズムに満ちた言動が飛んでくる。その一方で「もう民族差別はないでしょう。周りはみんなK-POPや韓ドラ大好き」という声にもよく出会う。差別の現状に対するこの大きなギャップが新しいレイシズムのあらわれであると私は本書によって理解を深めた。

「差別する側」の人たちが、リアルにこの社会の差別のありようと、自分の立ち位置を理解するために、国境を越えた広い視点の情報や教材が必要である。そういう点で、終章「どこへ向かうのか」は、もっとページの厚みがあれば、もっと示唆がほしいと思った次第である。このようなレイシズム研究の蓄積は、私たちがどのような価値を支持しどのような社会を目指すのかという、より大きな議論を呼び込むものになろう。本書はそのための意欲作である。